

福岡県議会議員 農林水産委員会 委員

きりあけ 和久

県政報告



きりあけ和久
スローガン

- 1、「生命」を守る
- 2、地球の活性化をはかる

編集・発行 きりあけ和久事務所 〒834-0063 八女市本村425-42 TEL0943-30-1055 FAX0943-30-1056

ご挨拶
福岡県議会議員

桐明 和久

皆様におかれましては、ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。

さて、国政においては、第四十六回衆議院議員総選挙におきまして、自民党が大勝し、自公連立の政権与党となりました。県内におきましても、公認候補者十名と推薦候補者一名の全ての選挙区で勝利することができました。ご支持戴いた国民の期待を裏切らない、しっかりととした政権運営を期待するものであります。

一方、福岡県におきましては昨年七月に発生いたしました梅雨前線豪雨に伴う災害復旧・復興対策につきまして、先の九月議会に於いての補正予算に引き続き、十二月議会におきましても、百三十五億六千万の補正予算を計上し、被災地の再度の災害防止のため、河川等の改良復旧などの経費や景気・雇用対策として増額しております。八女管内の災害査定も完了し、順次工事の発注も進んでおります。福岡県と致しましては、住民の皆様にも、しっかりと説明をさせていただきます。ご理解のもとご協力戴き、一刻も早い復旧・復興を目指しております。どうぞご協力戴きます様、よろしくお願い致します。

今後とも、皆様の声を県政に反映し、しっかりと県議会で発言してまいりますので、ご支援戴きます様よろしくお願い致します。

平成二十四年度

十二月議会一般質問

(十二月三日～十二月二十日)

一、ドクターヘリの無線整備について

桐明

昨年の六月議会において、八女市の中山間地域での緊急医療整備として、ドクターヘリの役割について質問いたしました。小川知事は、僻地におきまます緊急医療確保の観点から、夜間飛行、夜間のヘリポートの整備について取り組んでいくとの答弁を戴き、現在、矢部村、星野村、黒木町、八女市内において順次着手しております。

ドクターヘリは、事故、急病や災害発生時に、医師等が速やかに、緊急現場に出勤し、搬送時間の短縮により、救命率の向上と後遺症の軽減に大きな成果を上げており、平成二十四年二月で、福岡県のドクターヘリは、十周年を迎えます。平成二十三年度末での現場出動件数は、約二千二百件に及び、多くの人々の命を救っており、昨年度の現場出動件数は、三百二十二件で、年々増加傾向になっております。消防本部別の平成二十三年度ドクターヘリ現場出動件数は、甘木・朝倉消防本部六十六件、久留米広域消防本部五十五件、八女消防本部二十六件、大牟田市消防本部とみやま市消防本部が、それぞれ二十件となっております。

小川知事

まず、ドクターヘリの現状の通信手段でございますが、ドクターヘリは、消防本部、消防隊とアナログ方式の消防救急無線を使って通信をいたしております。アナログ方式の消防救急無線には、消防本部が管轄区域内の消防救急業務に使用致します活動波、これと消防本部の管轄区域を越えて行きます消防救急業務に使用いたします共通波とこの二つの種類がございます。ドクターヘリ、消防本部、そして救急隊の三者間では、共通波を使用して通信をしているところでございます。

桐明

さて、その消防救急無線が、現在のアナログ方式から、デジタル方式へ平成十八年五月末までに移行されると聞いております。消防行政分野からは、ブライバシーの保護、割り当てチャンネルの増加、音声・文字情報・データ伝送利用等の効率的な情報伝達等の無線利用高度化への対応として、一方、電波利用高度化は、電波の有効利用が可能となり、東日本大震災の課題を踏まえ、大規模災害時における広域応用に、対応可能な全国共通の消防救急デジタル無線化整備がなされると聞いております。

そこで、本県の消防無線の共通波デジタル化へ対応するための、全県的な基地局整備計画は、いつから、どのような内容で実施されるのかお聞き致します。

小川知事

消防救急デジタル無線の共通波の基地局整備計画についてお尋ねがございました。本県におきましては、県内二十五ございまず消防本部の総意に基づきまして、平成二十三年七月に「福岡県消防救急デジタル無線広域化・共同化全体計画」これを策定したところであります。この全体計画におきましては、共通波が、県内のより広い地域を、より効率的にカバーするよう、経済性を含め総合的に検討致しました結果、県内の基地局を5箇所設置いたしました。関係消防本部におきまして、平成二十四年度の本年度から平成二十七年にかけて、その整備を行うこととなっております。

桐明

八女消防本部管内は、福岡県内で北九州市に次ぐ二番目の広いエリアを持ち、その多くが中山間地域であります。現在のアナログ共通波では、支障が少ないのですが、デジタル化されると、ドクターヘリ離着陸場の四十八ヶ所の内、三十一ヶ所が消防本部と共通波による通信ができない、デジタル共通波不感地帯となります。そのために、筑後地区の消防本部では、消防本部が行う活動波基地局整備に合わせ、県が共通波基地局整備を行うに合わせ、県が共通波基地局整備を行います。現在と同じように、ドクターヘリ、消防本部、現場の救急隊との三者が同時に情報の共有ができるよう要望していると思っております。ドクターヘリの運航に使用する通信手段については、県は、どのように考えているのかお聞き致します。

小川知事

消防救急無線デジタル化後のドクターヘリの通信手段についてでございますが、先ほど申し上げました全体計画におきまして、デジタル化後の共通波の不感地帯におきまして活動波と消防ヘリとの消防本部、それから救急隊との三者の間の通信につきましては、卓上型移動局無線機や衛星携帯電話等によりまして対応できるとしております。

消防ヘリと同じく患者の搬送を目的と致しますドクターヘリにつきましても、同様の方法で支障なく通信することができると思っております。なお、筑後地区の消防本部が要望されておられます基地局の整備につきましては、約5億の県の負担が発生することが見込まれております。こうした不感地帯につきましては、基地局に代わる手段で通信が確保できますこと、また、基地局整備に多大な県負担がかかりますことなどを総合的に勘案をいたしまして、デジタル化後のドクターヘリと消防本部と救急隊との通信につきましては、消防ヘリと同じ方法で対応して行きたいと考えております。

桐明

今、説明がございましたが、私を感じますのは、デジタル化後の不感地帯におけるドクターヘリの通信確保につきましては、県と現場と言いますか、八女消防本部との違いであります。現在のドクターヘリ、消防本部、現場の救急隊の通信が、三者同時に情報を共有し、デジタル化後も同じ通信方法で行きたい、救急隊や医師に余計な負担をかけさせたくないというのが消防本部の思いであり、三者が通信する相手ごとに通信手段を変えても支障が生じず、ドクターヘリの到着や医師の緊急処置には遅れは生じず、伝達に支障がある場合は、衛星携帯電話等の活用をすればよいと言っているのが県側の考えであると感じました。また、知事が言われました通り、整備費に5億円かかる部分も確かにあります。私が聞いたところによると、本来は、十億円かかるのが、今回は、半分の負担で、5億円で整備できるということをお願いしております。知事に改めて、要望致します。私は、現場の方の意見を聞きたいと思ひ、ドクターヘリを持つ久留米大学病院の高度救命救急センターの坂本主任教授とお話を致しました。この状況も教授はよく知っておられ、開

口一番言われましたのは、「緊急現場では、一分一秒でも速く、かつ安全にドクターヘリを運航しています。今日まで幸い事故もなく運航していますが、出勤回数も増えてきており、事故が起きてからは遅い。」と強く言われました。「ぜひ、現場の声を大切にしてください。」と言うのが、教授の意見でありました。知事が掲げておられます「県民生活の安定、安全、安心」を向上させ、「県民幸福度日本一の福岡県を目指す」ためにもぜひ、前向きに検討して頂きます様、強く要望致します。

二、知事の衆議院選挙に対する姿勢について

桐明

十二月四日公示、十六日投票の日程で第四十六回衆議院選挙が行われており、県内各地で激戦が続いております。我が福岡県議会からも、三名の方が立候補されており、各候補のご健闘をお祈りいたします。景気、雇用対策、外交、防衛問題、社会保障、被災地の復興・復興、原発事故問題、エネルギー対策、TPPをはじめ、これからの日本の喫緊の重要課題に対して、各政党が論戦を繰り広げております。我が自民党も、三年前、国民の皆様より厳しい審判を戴き、深い反省のもと、経済を、教育を、外交を再生し、安心して暮らせる日々を取り戻すために、「責任のある政治」、「信頼できる政治」、「安定した政治」を取り戻すために、国民の皆様よりご支持戴くように訴えております。一方、支持する政党が無い方が約四割近くおられ、この有権者が惑わされず、自らの判断により、どの政党を支持するかが、今後の大きなポイントであり、予断を許さない状況が続いております。そんな中、十二月六日木曜日に、地元八女の方が、一枚のピラをもって「知事は、この自民党でない候補者を応援してあるのですか」と尋ねてこられました。受け取って見ますと、今回の衆議院小選挙区の候補者の法定ピラであり、全面に小川知事と一人の候補者が、にこやかに、しっかりと握手をした写真であり、上段に「小川洋福岡知事とタッグを組んで」と書かれてあります。小川知事は、それを見ておられると思いますが、今、

議員の皆様にも見ていただきました。これを一般の有権者の方が見られたらどう思われるでしょうか。おそらく、多くの方々が、福岡県知事が、この特定の候補者を支援している」と思うのは、当然であろうと思えます。私も、知事が、旗幟鮮明し、自民党に対して反旗を翻したと思えました。翌日の七日金曜日に、自民党県議団で検討して頂き、蔵内自民党県議団会長が、即座に、知事に説明を求めました。翌日、八日土曜日の朝刊記事によると、小川知事事務所は、相手に対して、「抗議し、ピラの回収と配付の即時停止を求むる文章を送った」と書かれておりました。しかし、その法定ピラは翌日、九日曜日の朝刊の新聞折り込みとして、選挙区内全域に配付されてしまいました。小川知事事務所は、回収を指示されたのでしょうか。

そこで、知事にお聞き致します。この法定ピラの写真は、いつ、どこで、何のために撮られた写真なのか、お聞き致します。また、相手から、知事の写真を使うことへの確認は、あったのか、また、知事は許可されたのかお聞き致します。小川知事 衆議院小選挙区候補者の法定ピラについてのご質問であります。ピラにつきましては、十二月七日に入手し、私と候補者との写真が掲載されていることを知り、色々な方と色々な場所での撮影されており、個別の写真の詳細については、把握しておりませんが、ご指摘の写真は、昨年のどこかで取られたものではないかと思えます。私は、その写真を法定ピラに使用されることを承知していませんし、そのこと事前相談も何ら受けておりません。

桐明

次に、小川知事は、この文章の通り、この衆議院選挙で、この候補とタッグを組んで支援しておられるのかどうかお聞き致します。また、無断で知事が写った写真を法定ピラに使用したのなら、どのようなあり方は、いかがなものかと思えますが、また、有権者を惑わせるピラをどう思われるのか、知事にお聞き致します。

小川知事

ツィット写真とキャッチコピーは、当該選挙区において、私が、その候補者を推薦しているかのような誤解を

有権者にあたえるものと思っております。私は、県政において各党から支援を受けており、今回の総選挙に当たっても、公平中立の立場であり、特定の候補者のみを支援することはできません。

桐明

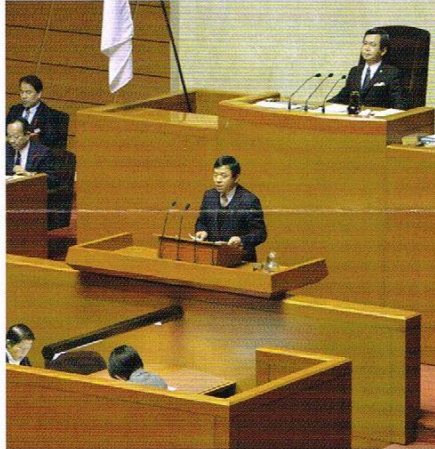
この法定ピラは、先ほど報告しました通り、選挙区内に、すでに配付されてしまいました。そして、昨日、十一日火曜日にも、新聞折り込みとして入っています。衆議院選挙期間の、後半戦へ向けての重要なこの時期に、小川洋福岡知事が、特定の候補者を支援しているような印象を、多くの有権者に与えてしまい、惑わせることになったことは、事実であります。無断で使われたのであれば、知事、あなたの言葉で、神聖なこの議場に、毅然とした態度で、正式に抗議し、改め遺憾の意を示すべきであると考えます。見解をお示し下さい。

小川知事

十二月七日のピラ入手後直ちに、一方的に法定ピラに用いられることに断固と抗議するとともに、配付済のピラを直ちに回収すること及び配付を即時に止めるよう申し入れました。その後、申し入れに合った回答が無かったため、十二月十日に改めて、文章で申し入れ、抗議の意思を表明しているところであります。

桐明

この神聖なる議場での抗議は、重要なものであると思えます。五百万県民の知事である小川知事が、国政の選挙で、県民を惑わせるような、このようなことが二度となじよう、毅然とした姿勢で、対応して頂きます様、強く要望致します。質問を終わります。



平成二十四年度決算特別委員会 (平成二十四年十月四日～十一月八日)

一、再生可能エネルギーの導入促進について

桐明

九州は、全国平均よりも日照時間が長く、太陽光発電システムが普及しやすい環境にあり、今年七月からの固定価格買取取り制度の導入により、関心が高まっている中で、福岡県では、県有地の貸付や県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の導入促進の取り組みを始めています。その目的とねらいは何なのかお聞き致します。

答弁

県では、未利用の県有財産を活用して、再生可能エネルギーの一層の導入を図るため、太陽光発電による発電事業を希望する民間事業者に対して、「県有地の貸付」及び「県有施設の屋根貸し」を行うこととし、公募を実施しているところであります。

自治体施設の屋根を民間業者に貸し出すのは、安価で広い用地の確保が難しい地域におきまして、再生可能エネルギーの導入を促進する有効な手段となり得るものと考え、九州としては、初めての試みとして取り組んでいるところであります。民間活力を活用した再生可能エネルギーの加速的普及につなげていきたいと考えております。

桐明

県有地や県有施設の屋根を貸し出す場合の貸付単価、使用料単価の考え方は、どうなっているのか、また、固定価格買取制度の一キロワット当たり四十二円で十年間電力会社に売電できるの、長期間の貸し出しになると思うが、その間の発電能力の低下や維持管理費の負担、貸し出した事業者の経営状況により、発電事業を途中で取りやめしてしまう懸念が考えられるが、公募による事業者の選定に際して、どのように対処することになっているのかお聞き致します。

答弁

県有地の貸付単価は、年間一坪あたり百五十坪以上としており、他県の事例や国が価格を設定する過程で、太陽光発電協会が提出した土地の賃借料に関する資料、土地の地代から算定した価格等を基に、最低価格を決定しております。県有施設の屋根貸しの仕様利用単価は、年間一坪あたり百坪以上としており、他県の事例、発電規模や屋根に設置するための防水工事等を考慮して、最低単価を決定しております。今回の公募においては、企画提案書において、

事業主体の経営能力や関連事業の実績等に関する資料、公募発電事業の事業計画書提出を求めて、その内容を外部学識経験者に適正に審査を行うこととしております。また、県有地の貸付につきましては、契約時に事業者が契約保証金を納付させることとしており、県有施設の屋根貸しについても、企画提案書において、予定している保険の内容等についても提出を求めています。万一事業が中断した場合は、速やかな現状復旧を求めるとともに、県に損害が及ばないように対策を講じていくこととしております。

桐明

今回の屋根貸しの対象となっている県有施設は、高等技術専門学校や特別支援学校などの教育施設となっております。太陽光発電施設を設置や運営に際しての安全面などの施設利用者への配慮や教育面などからの効果について、どのように考えておられるのかお聞き致します。

答弁

対象施設が教育施設等であることから、県としましても建物の構造上問題が無く、施設の管理上も支障のない屋根の部分を使用許可の対象としております。また、施設内での再生可能エネルギーの普及啓発などの教育活動への貢献に関する提案につきましても、評価していくこととしております。

桐明

さらに、今回は、災害発生時(停電時)の施設の非常用電源としての活用についても応募者に提案を求めており、災害時の電源確保も期待されることとあります。

答弁

県においては、再生可能エネルギー発電設備の導入容量を、平成二十八年末に五十八万kw、平成三十二年末に九十万kwまで増加させることを目標としています。住宅用太陽光発電設備を中心に、平成二十三年末時点の導入量は、約三十五万kwと前年度に比べ約五万kw増加しています。また、本年七月からの固定価格買取制度が施行され、本県でも、十kw以上の非住宅用太陽光発電設備が約五万三千kwの設置認定がなされており、このうち約三万八千kwが、メガソーラーとなっております。今後は、風力、中小水力などの地域の特性に応じた再生可能エネルギー発電設備の導入も促進することにより、再生可能エネルギー導入目標の達成に努めてまいります。

桐明

県内における再生可能エネルギーの普及は順調に進んでいるようでありますが、先の六月議会の一般質問で私が取り上げた住宅用太陽光発電設備を例にとると、確かに導入件数や導入容量は、平成六年度から平成二十三年度末までの累積で、全国三位となっておりますが、戸建て住宅に設置されている設備の普及率という観点からみると、全国十一位であり、他の九州各県の取り組み状況と比べると普及が進んでいる佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、長崎県についての六位となっております。

六月議会での知事の答弁では、「県としては、県有施設の太陽光発電設備の率先導入、市町村や民間事業者等によるエネルギーの地産地消モデルの構築に重点的に取り組み、住宅用太陽光発電については、国の補助制度が効果的に活用されるよう積極的に情報提供を行っているところである」との事でした。私は、国のエネルギー政策が、不安定の中で、今後、分散型エネルギーの普及促進と共に、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度の価格の分も上乗せされて電気料金が値上げされようとしております。

県民の生活の安定、安全、安心のためにも、県として住宅用太陽光発電の普及促進に積極的に取り組むべきであると思っております。このことを強く、再度、要望致しまして質問を終わります。

一、工事の残土処理について

桐明

土木工事により発生し、現場で不要となる土砂を残土と言いますが、県発注工事においては、どのように処理処分しているのかお聞き致します。

答弁

八女県土整備事務所が発注する工事に係る残土の処分は、請負業者によって任意に処分することになっております。

桐明

今回の豪雨災害発生後、八女県土整備事務所管内におきましては、業者との災害防衛協定により、早急に災害現場に出動し、道路や水路等の土砂撤去を行い、仮復旧することができました。その時に発生した大量の土砂が今日まで、市管理用地や業者の土場等六ヶ所に約六千m³が仮置きされた状態となっております。

この土砂の中には、木切れや金属くず等の多くの物が含まれており処分困っております。

この残土の処理は、どのように処分されるのかお聞き致します。

木切れや金属くず等は、分別し適正に処分することとしています。また、分別後の残土の内、利用可能なものは、河川や道路の復旧工事等で使用することとしています。

桐明

これから災害復旧に向けて順次工事が発注され、多量の残土が発生することが予想されます。工事を円滑に進めるためにも、地元各市町村と協力して、十分な土捨場を確保すべきであると考えますが、県の考えをお聞きいたします。

答弁

今回の復旧や改良工事では、多量の残土が発生する見込みであり、請負業者が任意で処分先を確保するというやり方では、工事を円滑に進めることは困難であると考えています。今後は、県で十分な残土処分場を確保する予定であり、現在、旧市町村エリアごとに確保する方向で、八女市と調整を進めています。引き続き、残土処分場を確保しながら、改良工事など早期完成に努めてまいります。

三、河川護岸の構造物について

桐明

今回の豪雨災害により、多くの構造物が破壊されました。特に驚いたのは、多くの河川での構造物の崩壊状況であります。河川護岸の構造には、コンクリート製の間知ブロックが多く使われていますが、今回は、災害箇所が多くで壊れています。あらためて、自然の力、水害の恐ろしさを感じます。

まず最初に、矢部川水系上流部の河川で、このように多くの間知ブロック積の河川護岸が壊れた状況を目撃しますが、どのような原因が考えられるか、お聞き致します。

答弁

洪水により、護岸の基礎前面が洗掘されたり、洪水水位が上昇した時、護岸背面が洪水により洗掘されたことなどが原因と考えています。

桐明

今回の豪雨災害により、被害に合われた地元住民は、再度被害に合わないという強い意欲を河川護岸構造物による復旧工事を望んでおられます。どのような河川の護岸構造物となるのかお聞き致します。

現地で採取できる玉石などを使った練石積み護岸などで施工する予定です。

桐明

コンクリート製間知ブロック積の護岸と強度的にはどう違うのかお聞き致します。

一般的な指針である擁壁工指針によると、両社は構造的に同じとされており、強度的にも同じと考えています。

桐明

それではまた、今回のような豪雨により、護岸が崩壊することはないのでしょうか。

答弁

護岸の設計にあたっては、現地の河床の状況や今回の洪水による被災実態を踏まえながら、他の事例や専門家の意見等を勘案して、適切な構造物としたいと考えております。

桐明

今回の豪雨災害による河川構造物の崩壊は、短時間による集中豪雨により、急激な増水により発生したものと考えられます。通常の増水には十分耐える構造になっているかもしれませんが、今回のような急激な増水により、一気に水かさが増し、構造物の背面が流されてしまい、川の水位が下がったときに、背面に残った浸透水が同時に排水できず、残留水圧により、被災したとも考えられます。

また、いつ発生するかわかりません。どうぞ、現地に合った、十分な強度のある河川構造物をつくっていただく、地元県民の生活の安定、安全、安心を守るためにも、一刻も早い復旧、復興を願うものであります。

県土整備部長

県では今回の被害を受け、水位計、河川監視カメラの設置といったソフト対策を実施するとともに、堤防の整備や河道掘削など、今後の災害の軽減、防止対策の充実を図ってまいります。この際、委員ご指摘の護岸の安全性や残土処分場の確保に十分留意しながら、早期の復旧、復興を目指して取り組んでまいります。

四、学力アップ推進について

桐明

質問に先立ち、平成二十四年度の全国学力テスト結果の資料を要求しておりますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願い致します。

委員長

桐明委員よりの資料請求を許可致します。執行部、提出をしてください。

桐明

本県の学力問題については、二月議会に於いて、全国平均値に達していない教科や地域間の差などの課題に対する取り組みについて質問し、教育長より、強化市町村の指定や教員研修等の施策により、市町村や学校の主体的な取り組みが推進されているとの答弁をうけました。また、地域間の差については、教育事務所との学力実態に応じて、保護者と連携した学習習慣の育成や教員の指導力向上を目指した小中合同の研修会の実施などを行って行くとの答弁を受けた所でありました。

答弁

小学校では、全ての教科区分で全国平均を下回っているが、中学校に比べ平均正答率が小さい状況です。平成十九年度の調査以来、その差は縮まる状況であります。一方、中学校は、国語のB問題のように、全国を上回る教科もあるが、全体的に全国平均との差が大きい状況にあります。

小中学校とも、まずは、基礎、基本的な学習内容を確実に身に付けさせることが重要であり、それとともに、B問題で重視している目的に応じた文章に表現したり、説明したりする力を育成することが重要と考えております。このため、各学校では、調査問題を活用した学習指導や児童生徒の学習の定着に応じた指導等の充実を努めるよう指導しているところであります。

桐明

教育事務所ごとに見ますと、福岡教育事務所管内は、小学校国語B以外は、全て全国平均を上回っています。地域間の差についてどのように分析しておられるかお聞き致します。

答弁

義務教育において、小学校で最大八ポイント、中学校で十二ポイントの差があることは大きな問題であり、早急な改善が必要であります。地域差の背景として、学力調査からは、学力との相関が高い校内研修の実施や学習規律の維持の徹底、学習の進め方に、地域差が二十ポイントほど見られる状況であります。また、授業にサポート指導員を配置したり、学習教科の開発、提供などの市町村や学校の取り組みが見られます。そこで、学力向上強化市町村等の学力に課題を抱える市町村、学校に対する支援を充実させると共に、学力調査の公表単位である、教育事務所や政令市を単位としての学力向上の取り組みを充実させることが必要であります。このため、教育事務所内市町村教育委員会と教育事務所からなる学力向上の推進組織を設置し、教員研修や習熟度別学習、家庭学習の習慣化等、教育事務所管内で統一した取り組みの推進に努めているところであります。

桐明

福岡県では、平成二十五年までに、全国平均を上回る目標を掲げておりますが、今回の結果を見て、今後どのように取り組んでいられるのかお聞き致します。

教育長

本県児童生徒の学力については、本年度の調査調査において、中学校国語の活用力を問う問題が全国平均正答率を上回りましたが、そのほかの教科区分では下回る結果となり、この傾向は平成十九年度に学力調査が開始されて以来続いている状況です。

桐明

今、教育長より答弁戴きましたが、私は福岡県独自の学力アップ推進に取り組まなくては、平成二十五年までに全国平均を上回ることが難しいと思います。我が会派の加地議員の質問により、今年の四月より二回までは、土曜日に授業ができるようになりました。



が、私は、福岡県の独自の学力アップ強化策として、全ての土曜日の授業を再開し、補習授業等にも活用するなど、具体的、長期的、学力向上に取り組むべきであると思っております。このことを強く要望致します。

五、子どもの体力向上について

桐明

これまで、学力向上について質問してまいりましたが、本県は、体力についても全国平均より低く、非常に大きな課題であります。体力は、学力と違い、ただ単に体力テストの点を上げることが主たる目的ではないと思っております。体力向上のためには、子どもが頃から、しっかりと運動習慣を身につけさせることが、大切であると思っております。子どもが自ら進んで体を動かす、汗をかくことを楽しんで、人間的にもたくましく育つ。これが真の体力向上であると思っております。そのための方策をしっかりと県教委は、考えるべきではないでしょうか。わたしは、そうした体力向上の方策として、武道教育があると思っております。

答弁

すべての中学生が、我が国固有の文化である武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを目的として、今年度から武道が必修化されています。武道は、お互いに自己の最大能力を発揮して競い合う運動であり、練習や試合を行うことにより、筋力、持久力、柔軟性、調整力など全般的に体力を向上させることができます。また、練習の積み重ねにより敏捷性、巧緻性なども発達する等の効果があります。このようなことから、武道は、子どもの体力を向上させていく上で、非常に有効であると考えております。さらに体力のみならず、自己を制御する力や相手を尊重する態度、礼節を重んじる心、克己心が養われるなど、人間形成を図るうえでも大変有意義であると認識しております。

桐明

武道は、体力のみならず、日本人としての心の育成、ひいては、全人格的な人間形成に役立つこととして、それならば、本県は、他県以上に、しっかりと武道教育の充実に取り組みんでいくべきだと思います。また武道教育が始まったばかりであり、これから実施する学校も多いと思っておりますので、これは、要

六、梅雨前線豪雨災害に対する県の復旧への取り組みについて

桐明

本年七月の梅雨前線豪雨被害は、かつてないほどの大規模であり、山林や農地等の農業産業基盤や道路、橋梁、河川等の県民の皆様の生活に密着した施設が大きな被害を受けました。県民の皆様が一日でも早く元の生活が出来ますように、県は、迅速に災害復旧を進めることが喫緊の課題であります。まず、今回の災害に対する復旧事業の実施状況等、県の取り組みについて農林水産部及び県土整備部にお尋ねいたします。

答弁

農林水産部では、一日も早い復旧、復興のために当初予算の中で、多くの支援策が示され、農業や水産業の経営再建に対する無利子資金の創設や農地、林地、治山施設の早期復旧に向けた支援などを行うこととなっております。現在の県の取り組みについてお尋ね致します。

答弁

経営の安定、営農の再開、営農意欲の継続の三つの考えのもと、被災農家の支援に取り組んでおります。農地、農業用施設については、国による災害査定が九月十八日より始まり、現在、第七次の査定段階で、三十四市町村の五百一箇所について終了しております。市町村での準備が整い次第、復旧工事に着手される予定です。園芸施設については、ハウスやハウス付帯施設、育苗施設など百三十四件の復旧対策が行われているところです。また、被災した果樹園や茶園では、苗の植え付けに適した二月から三月に改植を行う予定です。

桐明

県の取り組み状況は、わかりました。一方、農地等に関する災害復旧工事そのものは、市町村主体で行われていると承知しておりますが、市町村では、人手が不足しており、作業が計画通りに進んでいないと聞いております。県として、市町村をしっかりと支援していくべきであると思っておりますが、いかがですか。

答弁

県では、今回の災害が甚大であることが予想されたことから、災害復旧を優先するため被害の調査段階から、被害の大きかった地域に職員を派遣し、市町村の業務を支援しております。被害の大きかった市町村では、災害査定に係る設計書の作成や復旧工事の発注など膨大な業務があり、このような専門知識を持つ職員が不足することから、業務を迅速に行えるよう本庁やすべての農林事務所、筑後川水系農地開発事務所より、被災市町村に

職員を派遣し、支援をしているところであります。しっかりと市町村の支援を行って戴きます様、お願い致します。

桐明

しつかりと市町村の支援を行って戴きます様、お願い致します。次に、県土整備部についてお尋ねいたします。災害復旧工事は、短期間で完了する必要がありますが、災害復旧工事は、災害復旧の進捗状況や災害関連工事も含む、復旧工事のスケジュールなど現在の県の取り組み状況についてお尋ねいたします。

答弁

今回の豪雨によって河川や道路などの公共土木施設については、約四百五十箇所で被害が発生し、これからの災害箇所については、先週までに全体の約八十%に当たる三百七十二箇所で査定が完了しています。県としては、被災地の一日も早い復旧、復興を図るため、制度に則って復旧事業を三ヶ年程度、改良復旧事業などを五ヶ年程度で実施する予定です。今後、地元との協力を得ながら、用地買収や地元の調整などを速やかに行い、膨大な量の工事を短期的、集中的に実施する必要があると考えております。

桐明

今回の災害による被害は、昭和六十年以降で最大の被害金額が見込まれており、復旧事業については、膨大な事業量となるものと考えられます。これからの事業を、今、答弁戴いたように、短期間で集中的に、円滑に実施するために、執行体制の強化が不可欠であると思っております。県の土木関係の災害工事の実施は、被災地を抱えている現場の県土整備事務所が担当しているか、所管はどうなっているのか、人事課長にお聞き致します。

桐明

土木関係の災害復旧工事は、当該地域の出先機関である各県土整備事務所が所管しております。災害対策に当たっては、県南地域の県土事務所は、職員一丸となって頑張っているようですが、これから、本格的な復旧や災害防止の改修のため、大規模な工事が始まります。一日も早い災害復旧を進めるためには、何より現場での膨大な事業とそれに伴う予算の災害対策事業を実施する県土整備事務所の人的支援体制の整備が喫緊の課題です。検討すべきであると思っておりますが、人事課長にお尋ねいたします。

答弁

被災地の皆さんが一日も早く元の生活ができるよう、災害復旧工事や改修事業を早急に進めることが重要であります。応急復旧や災害査定を経まして、今後、委員ご指摘のとおり、本格的な復旧や改修の工事が始まります。災害対策を進めるにあたり、まさにこれからが正念場を迎える復旧等の工事を、現場の実施機関である県土整備事務所が、いかに円滑に迅速に推進しているかということが、非常に重要なポイントとなっております。こうした観点から、委員お尋ねの県土整備事務所の体制整備は、必要であると思っております。検討したいと考えております。

桐明

県土整備事務所への人的支援体制整備に向けて、一定の前進の考えが示されましたが、もう一歩具体的に踏み込んでお尋ねいたします。災害対策を担当する各土木事務所は、例えば、「災害対策室」のような、専任で担当する組織を設置して、体制を強化し、災害対策を迅速に、機動的に、進めてはどうかと思っておりますが、お考えをお聞き致します。

桐明

県土整備事務所への人的支援体制整備に向けて、一定の前進の考えが示されましたが、もう一歩具体的に踏み込んでお尋ねいたします。災害対策を担当する各土木事務所は、例えば、「災害対策室」のような、専任で担当する組織を設置して、体制を強化し、災害対策を迅速に、機動的に、進めてはどうかと思っておりますが、お考えをお聞き致します。

人事課長

今回の豪雨災害被害の大きさから、災害復旧等の工事は、大規模なものとなる予想がされています。膨大な事業量となる工事を短期間に集中的、効率的に実施していく必要があります。また、地元市町村や関係機関との調整、協議や用地確保等に伴う対外的な折衝も増加すると思われまます。このため、県土整備事務所の体制整備にあたっては、委員ご指摘のような、通常の公共事業とは別に、災害対策事業を専任で担当する組織を県土整備事務所内に設置することも含め、組織の形態や規模、業務内容等について、具体的に検討を行ってまいりたいと考えております。

桐明

今回の梅雨前線豪雨災害の被災地県民の切なる願いは、一刻も早い復旧であります。県として、これから本格化する災害対策を執行する体制をしっかりと整備し、人的面におきましても、予算面におきましても、全力で被災地の復旧、再生、復興に当たってほしいと思っております。最後に部長の決意をお聞き致します。

県土整備部長

今回の災害は、非常に大きなものとなっております。災害発生からこれまで、一刻も早い復旧を目指し、県を挙げて災害対策に全力で取り組んで参りました。今後、本格化する災害対策事業にきちんと対応していくため、県土整備事務所にとりましては、体制を構築するよう、鋭意検討を進めてまいります。

桐明

ただ今、部長の決意を聞きまして、改めて、必要な予算と必要人材を確保し、災害復旧、再生、復興に取り組んで戴くことを確認致しまして、質問を終わります。